

総合農事センター本館施設利用申請書

1回目 / 2回目以降

年 月 日

総合農事センター指定管理者様 申請者 (フリガナ) 団体名

(フリガナ) 代表者名

住 所

生年月日 年 月 日

性 別 男 女

連絡先 (.....) -

※申請者が法人や団体の場合は、「団体等の役員名簿」を添付すること。

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例・施行規則、その他関係法令等を承諾の上、次の通り申請します。また、この申請書の内容について、暴力団排除のため、関係する官公庁へ照会する場合があることに、同意します。

利用施設	1 展示ホール 全区画	2 展示ホール A区画	3 展示ホール B区画	
	4 A 研修室	5 B 研修室	6 小会議室	
利用目的	展示会	講習会	会議	その他 (.....)
搬入開始から撤去終了までの日時				
年 月 日 () 時 分から		(日間)		
年 月 日 () 時 分まで		(時間)		
うち展示会や研修会の開催				
年 月 日 () 時 分から		(日間)		
年 月 日 () 時 分まで		(時間)		
利用予定者数 等				

施設名	利用料金	計
展示ホール	全区画 1,800 円/時間 × 時間	円
	A区画 1,400 円/時間 × 時間	円
	B区画 400 円/時間 × 時間	円
A研修室	1,200 円/時間 × 時間	円
B研修室	450 円/時間 × 時間	円
小会議室	150 円/時間 × 時間	円
計		円

営利のための即売会等、割増規定に該当		×1.5
減免	1 市主催で施設の設置目的にかなう利用に該当 (1 0 0 %)	%減免
	2 市主催で上記以外および市共催の利用に該当 (5 0 %)	
	3 市内農林業関係団体の農林業振興のための利用に該当 (1 0 0 %)	
合 計		円

同一年度内に利用申請される場合、2回目以降は「フリガナ」、「性別」、「生年月日」、「役員名簿」を省略できます。ただし、代表者等の変更がある場合は除きます。

利用承認決裁	担当者	係 員	副管理責任者	管理責任者

施設利用に際しては、下記「総合農事センター管理運営規程（抜粋）」に留意してご利用下さい。

北九州市立総合農事センター管理運営規程（抜粋）

第3条 市長並びに指定管理者は、農事センターの来園者又は条例別表第4に規定する利用料金を徴収する施設の利用者（以下「利用者」という。）が条例第8条の各号に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その入園若しくは利用を拒み、若しくは制限し、又は退園を命ずることができる。

- (1) 犯罪行為又は犯罪を讃え、あおり、そそのかす等の行為をしようとしたとき。
- (2) わいせつな行為その他善良な風俗、清浄な風俗環境又は青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるとき。
- (3) 指定管理者が定める区域以外での火気の利用、臭気若しくは騒音等の発生、又は危険なふるまい等、他の来園者や一般市民に危害を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。なお必要な場合は、利用申請する者の同意を得て、関係する行政機関に照会を行うものとする。
- (5) 過去において施設管理上の指示に従わなかったなど、施設管理上の指示に従わないおそれがあると認められるとき。
- (6) 宗教的利用又は政治的利用を行うとき。
- (7) 建物、植栽物、展示品若しくは設備・器具等を汚損し、又は毀損するおそれがあると認められるとき。
- (8) 指定管理者が定める区域以外で飲酒しているとき。
- (9) 指定管理者が定める喫煙所以外で喫煙を行っているとき。
- (10) 第15条の許可を受けずに園内に車両（自動車、自転車等）を乗り入れようとしたとき。
- (11) 市長並びに指定管理者の同意を受けずに園内で販売行為を行おうとしたとき。
- (12) 動物（但し、身体障害者補助犬並びに指定管理者が定める区域に指定管理者が定める動物を除く。）及び危険物を園内に持ち込もうとしたとき。
- (13) 市長並びに指定管理者の同意なく特別の設備をし、又は造作を加えたとき。
- (14) 施設の設置目的に照らして、その利用が妥当でないと認められるとき。
- (15) 利用する地位を譲渡し、若しくは転貸し、又は承認した目的以外の目的に利用したとき
- (16) その他施設の管理上支障があると認められるとき。

2 前項の規定に基づく有料施設の利用の承認の取り消し又は利用の停止によって利用者が受けた損害については、市長並びに指定管理者は賠償の責めを負わない。

（原状回復の義務）

第5条 利用者は、利用が終わったとき、又は第3条の規定により利用の承認の取り消し若しくは利用の停止を受けたときは、直ちに原状に回復して、返還しなければならない。

2 原状に復するための費用は、全額、利用者が負担するものとする。

（利用者の遵守事項）

第13条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用目的のために認められた以外の物品を展示し、販売し、又は持ち込まないこと。
- (2) 研修室内で、指定管理者の承認なく飲食しないこと。
- (3) 指定管理者の承認なく火気を使用しないこと。
- (4) 指定管理者の承認を受けた設備・器具以外のものを使用しないこと。
- (5) 器具等を館外に持ち出さないこと。
- (6) 利用後は、利用した設備、器具及び備品等を原状に復すこと。

（損害賠償）

第14条 利用者は、建物又は設備・器具を滅失又は毀損し、原状回復ができないときは、市長の認定に基づき、その損害を賠償しなければならない。

2 利用者は、利用期間中の展示品及び所有物の管理を自ら行うものとし、展示品及び所有物が滅失、盗難又は毀損したときでも、市長並びに指定管理者は損害を賠償する責を負わない。